

用語集

法令等に係る用語

【か行】

【河川法】

国土保全や公共利害に関係のある重要な河川を指定し、これらの管理・治水及び利用等を定めた法律。

・二級河川

「河川法」に基づき、一級河川として指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものにかかわる河川で都道府県が指定したもの。

・準用河川

「一級河川及び二級河川以外の河川で市町村が指定したもの。「河川法」の二級河川に関する一定の基準が準用される。

【環境基本法】

環境の保全に関する基本となる事項を定めた法律。基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにしている。

・第3次環境基本計画

「環境基本法」に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策のなどを定めた計画で、平成18年に第3次計画が閣議決定されている。

【環境基本条例】

本市において、市民、事業者の方々と一体となって環境の保全と創造に取り組むための基本理念や責務、本市の環境施策の基本方針などを定めたもの。

・横須賀市環境基本計画

「環境基本条例」に基づき、現在及び将来の市民が持続的に環境の恵みを楽しめる横須賀を実現するため、本市において策定したもの。

【急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律】

急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜の崩壊を防止するための必要な事項を定めた法律。

・急傾斜地崩壊危険区域

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、がけの斜面角度30度以上、かつ高さが5メートル以上のがけ地のうち、崩壊の恐れがあるとして、都道府県が指定した区域。

【景観法】

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めた法律。

・横須賀市景観計画

「景観法」に基づき、本市において、良好な景観を保全し、また、地域の特性にふさわしい新たな景観を創出するため、景観の形成に関する方針、行為の制限などを定めた計画。

・景観重要樹木

「景観法」及び「横須賀市景観計画」に基づき、景観上重要な樹木として指定されるもので、由緒・由来があり、美観上優れている、もしくは市民に親しまれ、周辺景観の核となっている樹木。

【港湾法】

交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展のため、環境の保全に配慮し、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図り、航路を開発・保全に必要な事項を定めた法律。

・港湾計画

「港湾法」に基づき、港湾の利用・開発・環境の保全を定めた計画。

・港湾環境計画

港湾計画の環境施策を補完し、実践する計画。

【さ行】

【災害対策基本法】

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するための、防災に関する事項を定めた法律。

・横須賀市地域防災計画

「災害対策基本法」に基づき、横須賀市防災会議が作成した計画で、市域の災害予防、災害応急対策及びその事前対策、災害復旧に関する事項を定めた計画。

【自然環境保全法】

自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進するために必要な事項を定めた法律。

・神奈川県自然環境保全条例

自然環境保全法では当てはまらない良好な自然環境を有している緑地の保全に関する事項を定めた条例。

・自然環境保全地域

神奈川県自然環境保全条例に基づき、良好な自然環境を有している緑地の保全を推進するために、神奈川県が指定した区域。

【首都圏近郊緑地保全法】

近郊整備地帯（概ね都心から50～100km圏内）の無秩序な市街化を防止し、首都圏の秩序ある発展に寄与することを目的として、首都圏の既成市街地の近郊に存在する、良好な自然環境を有する緑地の保全に必要な事項を定めた法律。昭和41年（1966年）制定。

・近郊緑地保全区域

「首都圏近郊緑地保全法」に基づき、大都市圏に存在する良好な緑地を保全するため、国土交通大臣により指定された土地の区域。

・近郊緑地特別保全地区

「首都圏近郊緑地保全法」に基づき、近郊緑地保全区域の緑地の中で、樹林地等に類する土地が特に良好な自然環境を形成し、相当な規模の広さ有している土地の区域で、それを保全するため、都市計画法の地域地区として都市計画決定される。地区内では建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する地区をいう。指定後の行為制限、買取条件等については、都市緑地法の「特別緑地保全地区」と同じ。

【森林法】

森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めた法律。

・保安林

土砂の流失や公衆の保険等、国土の保全及び快適な生活環境の維持を図るため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林の地域。

【生産緑地法】

農林漁業との調整を図り、良好な都市環境の形成のため、生産緑地地区に関する、都市計画に関し必要な事項を定めた法律。

・生産緑地地区

「生産緑地法」に基づき、市街化区域内の農地を保全し、良好な都市景観の形成を図るため指定される。都市計画法に基づく地域地区として都市計画決定される。

【生物の多様性に関する条約】

生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ公平な配分を目的とした国際条約をいう。日本は平成5年（1993年）5月に締結している。

・生物多様性国家戦略

「生物の多様性に関する条約」に基づき、締約国が作成する生物多様性の保全及び持続可能な利用のための国家的な計画。

【生物多様性基本法】

生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律。

・生物多様性地域戦略策定の手引き

「生物多様性基本法」に基づき、地方公共団体が地域戦略を策定するためのマニュアル。

【た行】

【地球温暖化対策の推進に関する法律】

地球温暖化対策を推進するために必要な事項を定めた法律。

・京都議定書

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議において採択された議定書。

・京都議定書目標達成計画

平成17年4月に閣議決定、平成20年3月に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、京都議定書によるわ我が国の6%削減約束を達成するために必要な対策・施策を盛り込んだ計画。

・気候変動に関する政府間パネル第4次評価報告書

昭和63年（1988年）に国連環境計画と世界気象機関により設立された機関から2007年に最新の温暖化の科学影響・対策に関する報告書。

【特定外来生物による生態系に係る被害防止に関する法律】

特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与し、国民生活の安定向上に資することに必要な事項を定めた法律。

・特定外来生物

「特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律」の定義において、人為により概ね明治元年以降に我国に入ってきた生物で、在来生物を捕食し、在来生物を競合により駆逐する。また、在来生物との交雑による遺伝的影響が生じた生物。

【都市計画法】

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めた法律。

・整備、開発及び保全の方針

「都市計画法」に基づき、本市の都市計画区域ごとに定める土地利用や都市施設、市街地開発事業、自然環境の保全などの都市計画に関する方針で、都道府県が定める。

- ・横須賀市都市計画マスタープラン

「都市計画法」に基づき、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めた計画。

【都市公園法】

都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として、都市公園の設置及び管理に関する基準などを定めた法律。都市緑地法とともに平成16年に改正された。

- ・都市公園の種別

※資料編P.168参照

- ・借地公園制度

「都市公園法」に基づき、例えば企業など民間が保有する遊休地等を借地方式により、行政が土地を購入することなく、効率的な都市公園の整備促進する制度。また、借地契約の終了などの場合には、都市公園の区域の廃止を行える。

- ・立体都市公園制度

「都市公園法」に基づく制度で、都市公園の下部空間に都市公園法の制限が及ばないことを可能とし、その空間の利用について柔軟化を図ることにしたものの。例えば、みどりとオープンスペースが少なく都市公園の整備の必要性が高い一方、他の目的による土地利用の必要性も高い市街地の中心等において、土地の有効利用と都市公園の効率的な整備を図るため、他の施設と都市公園との立体的土地利用が可能となる。

【都市緑地法】

良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として、都市における緑地の保全および緑化の推進に関して必要な事項を定めた法律。景観法の制定にあわせ、都市公園法とともに平成16年に改正された。

- ・緑の基本計画（みどりの基本計画）

「都市緑地法」に基づき地方自治体が策定する「緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。（一般的には「緑の基本計画」と表記する）

- ・特別緑地保全地区

「都市緑地法」に基づき、都市における良好な自然環境の緑地などを都道府県または市町村が都市計画に定める地区。都市計画区域内の緑地のうち、風致や景観が優れているなど、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全するため、都道府県または市町村が都市計画法に基づく地域地区として都市計画決定され、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する地区。

- ・市民緑地

「都市緑地法」に基づき、土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供される。

- ・緑地協定

「都市緑地法」に基づき、都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により協定を結ぶ「都市緑地法」に基づく制度。

- ・緑化重点地区

「都市緑地法」に基づき、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」、本市における「みどりの基本計画」において定める「緑化の推進を重点的に図るべき地区」。

- ・緑化地域

「都市緑地法」に基づき、緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。都市計画法に基づく地域地区として都市計画決定される。

- ・地区計画等緑化率条例

「都市緑地法」に基づき、地区レベルの良好な都市景観の環境の形成を図るための緑化の推進の観点から、都市計画法に基づき決定された地区計画内の緑化率を、緑化地域と同様に建築物の緑化率規制とするための条例。

- ・緑化施設整備計画認定制度

「都市緑地法」に基づき、民間の建築物の屋上、空地など敷地など敷地内を緑化する計画を市町村長が認定する制度。認定に基づく税制優遇措置がある。

【土地利用調整関連条例】

優れた都市景観の形成、良好な生活環境の維持、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現などを目指して、横須賀にふさわしいまちづくりを推進するための土地利用の規制と誘導を行うために制定した、横須賀市土地利用基本条例をはじめとする土地利用の調整に関連する条例。

- ・適正な土地利用の調整に関する条例

「横須賀市土地利用基本条例」に基づき、本市にふさわしい生活環境、自然環境、都市環境等の形成及び保全を図ることを目的とする条例。市内で開発行為等の対象行為を行う場合に、緑化や緑地の保全等について基準を設けて審査・指導等を行っている。

【な行】

【農業振興地域の整備に関する法律】

農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することに必要な事項を定めた法律。

・ **農業振興地域整備計画**

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業の健全な発展を目指し、農用地の効率的な利用を図るため、10年先を展望した農業振興の基本計画。

・ **農業振興地域**

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて、自然的・経済的・社会的条件を考慮して一体として、今後とも農業の振興を図るべき地域として、知事が指定する地域。

・ **農用地区域**

農業振興地域の指定を受けた市町村が作成する「農業振興地域整備計画」で定める農業振興地域内の土地で、今後長期間にわたり農業上の利用を図るべき土地の区域。

【は行】

【風致地区】

都市の中の風致を維持するため、樹林地や丘陵地、水辺地等の良好な自然環境を保持している区域や、史跡、神社仏閣等がある地域、良好な住環境を維持している区域等を対象に、都市計画法に基づく地域地区として都市計画決定される。

・ **神奈川県風致地区条例**

「都市計画法」に基づき、みどり豊かでゆとりある環境が維持されるよう建築物の高さ、建ぺい率などの基準を定めている条例。本市では、行為許可についての手続きを、平成13年度から行っている。

一般用語

【あ行】

雨水幹線

浸水のない快適な都市環境を整備するために、市街地における雨水を排除する水路。

エコミュージアム

固有の自然・歴史・文化などを有している、ひとまとまりの地域と環境全体を博物館と捉え、その地域と環境を歴史的に探究し、その遺産を現地において市民等の参加により保存・育成・展示・活用し、交流していく場のこと。

NPO

民間非営利団体（Not-for-Profit Organization）の略。環境や福祉などの社会的活動を継続的、自発的に行う、営利を目的としない団体。

オープンスペース

公有・私有を問わず公開性（立ち入れる）が確保された広がりのある屋外空間。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、地表で暖められた熱エネルギーを吸収し再放射することで大気を暖めるもの。二酸化炭素、メタン、一酸化炭素などがあげられる。

【か行】

外来生物

法令等に係る用語「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」参照。

神奈川みどり計画

神奈川県が、「人と生き物と生活空間を育みみどり豊かなかながわをめざして」を基本理念とし、神奈川のみどりの保全・再生・創出のするために、平成18年3月に策定した計画。

環境学習

市民一人一人が環境に配慮した生活・行動をするとともに、社会経済構造そのものを環境にやさしいものに変えていくために、人間と環境との関わりについて理解と認識を深めるための学習。

環境学習プログラム

市民が環境に対する興味や関心を持ち、環境に配慮した行動の実践につなげるため、横須賀市の環境特性・環境資源等を取り入れて作成した学習プログラム。

環境基本計画

法令等に係る用語「環境基本法」参照。

環境教育

単に環境に関する知識を教えるのではなく、「生命の尊さを学び」、「自然とのふれあいにより、自然を守り育てる喜びを知り」、「環境の未知なるものの発見に感動する」等を教える教育。

環境教育指導者

市内の小中学校等からの依頼により、外部講師として環境教育の授業や実習を行う者の本市での呼称。各種の環境分野に精通した者を環境教育指導者として登録（環境教育指導者の登録制度）、学校や地域の方々からの要請により、環境教育指導者を派遣する事業（環境教育指導者等派遣事業）を実施している

環境教育・環境学習ネットワーク会議

市民、事業等と連携し、環境教育・環境学習の取り組みについて検討する本市の組織。

気候変動に関する政府間パネル第4次評価報告書 京都議定書 京都議定書目標達成計画

法令等に係る用語「地球温暖化対策を推進する法律」参照。

急傾斜地崩壊危険区域

法令等に係る用語「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」参照。

拠点ネットワーク型都市づくり

市街地の集約化に向けて、地域特性を考慮しながら、拠点市街地となる主要鉄道駅周辺などに適正に都市機能を集積し、郊外の市街地から街中居住を促進するような、歩いて暮らせる魅力的な都市環境を形成すること。

緊急輸送路

大地震、大規模災害の発生時に、被災者、避難者の移送、応急対策に必要な人員、物資の輸送などの様々な種類の緊急輸送を迅速・適切に行うなど、災害対策活動を円滑に進める輸送路。神奈川県において、緊急輸送路を指定し、本市においては、県指定路線を補完する緊急輸送路を指定している。

近郊緑地保全区域 近郊緑地特別保全地区

法令等に係る用語「首都圏近郊緑地保本法」を参照。

グリーンアップ事業

公共施設の道路に面した場所へ植栽する本市の事業。

グリーンバンク事業

本市で現在進めている事業で、家庭で不要になった樹木を受け入れ、必要とする市民に配布する事業。

グリーンベルト

本計画では、多摩から三浦までの丘陵の緑地帯をいう。

景観計画 景観重要樹木

法令等に係る用語「景観法」を参照。

コアのみどり

「コア」は生態系分野で使用されている用語で、動植物の重要な生息・生育・繁殖などの核となるみどりの場のこと。本計画では、コアのみどりとサテライトのみどりをつなぐ「みどりのネットワーク」の説明箇所のみで使用。

広域避難地

地震時に火災が、市内各所から同時多発的に発生したとき、また、地震により道路や橋りょうの損壊あるいは道路上への落下物などのために交通が遮断され、消防力が発揮できずに大火災へと広がったときなどに、市民の生命の安全を図るための避難地。本市では地域防災計画（資料編）で指定している。

公園施設長寿命化計画

公園及び公園内施設の長寿命化を図るための計画。

港湾環境計画 港湾計画

法令等に係る用語「港湾法」を参照。

港湾緑地

臨港地区や港湾区域など、港湾施設としての公園・緑地。

国営公園

一都道府県の区域を越えるような、広域にわたる利用の見地から国が設置する公園。国家的な記念事業として設置するものと、わが国固有の優れた文化的資産の保存及び利用を目的として設置するものの2つがある。

こどもエコクラブ事業

こどもたちの環境保全に対する意識を醸成し、環境負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、こどもたちが地域の中で楽しみながら主体的に環境活動や環境学習が出来るように支援することを目的として、環境省が実施している事業。

【さ行】

サテライトのみどり

「サテライト」は生態系分野で使用される用語で、動植物の重要な生息・生育・繁殖などの核となるみどりの場（コアのみどり）の周辺部にある樹林地、ため池、農地、身近な公園などのみどりの場のことで、コアのみどりを支える場となる。本計画においては、コアのみどりとサテライトのみどりをつなぐ「みどりのネットワーク」の説明箇所のみで使用。

里山的環境

都市近郊や集落周辺の丘陵及び低山帯に広がる二次林環境。このような地域では、水辺・農地・樹林地などのみどりと集落が一体的となった場として、多くの生物が生息している。

CSR（企業の社会的責任）（シーエスアール）

利益追求だけでなく、企業活動の様々な社会的な面においても、責任を果たすべきだとする経営理念。例えば、環境改善や環境保全などの活動の実施が考えられ、みどりの保全や緑化推進などの活動が行われている。

SEGES（企業・環境貢献緑地評価システム）（シージェス）

企業などが緑地の保全・創出活動を取り組む緑地において、貢献度の高い優れた緑地を評価認定する制度。良好に維持管理されている身近な緑地は、環境を保全し、潤いと安らぎのある美しいまちづくりに貢献できる。

市街化区域

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域区分。市街

地として積極的に開発・整備する区域で、すでに市街地を形成している区域、及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を指定。

市街化調整区域

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域区分。市街化を抑制すべき区域で、原則的に開発は禁止されている。

自然海岸

海岸線及びそれに接する海域が人工によって改変されずに、自然の状態を保持している海岸。

自然植生

人の手が加えられていない自然状態の植生。

自然環境保全条例 自然環境保全地域

法令等に係る用語「自然環境保全法」を参照。

指定管理者制度

地方自治法の規定に基づき、都市公園等の整備や管理・運営に、民間等のノウハウを活用する制度。

指定文化財

有形・無形文化財、記念物等の文化財の中で、特に重要なものについて、国や県及び市町村が指定・選定するもの。

指定緑地保全制度

本市の指定緑地保全要綱により、市街化区域内の500m²以上の良好な樹林地の土地所有者と協定を締結し、保全奨励金交付により保全を図るための制度。

市民農園

一般的には、市民がレクリエーション等の目的で農作業を行うための場所。本市においては、市民の農業への理解も深めてもらうため設置されている。

市民緑地

法令等に係る用語「都市緑地法」を参照。

借地公園制度

法令等に係る用語「都市公園法」を参照。

斜面緑地

市街化区域内の概ね500m²以上のまとまりを持った斜面状の樹林地。

集水域

ある水系に降水が流入する範囲をいう。

首都圏の都市環境インフラのランドデザイン

首都圏の保全すべき自然環境ゾーンの位置づけや自然環境の基本目標、都市環境インフラの将来像、整備に向けた行動方針が示されており、関係省庁及び都県市からなる協議会において、平成16年3月にとりまとめられたもの。

水系

川の流れることによって代表される、地表面の水の流れの系統。

生産緑地

法令等に係る用語「生産緑地法」を参照。

生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれをとりまく環境の間の相互関係を総合的にとらえた、生物社会のまとまり。

生物相

特定の地域に生息・生育する生物の種類組成。

生物多様性

種・遺伝子・生態系レベルなどで多くの生物種が存在すること。様々な生物がいる「種の多様性」だけでなく、同じ種の中の「遺伝子の多様性」や自然生態系を構成する動物・植物・微生物などがおりなす「生態系の多様性」も含む包括的な概念。

生物多様性国家戦略

法令等に係る用語「生物多様性基本法」を参照。

【た行】

ため池

農作物を育てるために、雨が少ない時期でも水を使えるように貯めておく人工の池。

代償植生

人為的干渉の影響により成立した植生。

地下水かん養

地表の水（雨や川の水など）が帯水層（地下水が集まる地層）に浸透し、地下水が供給されること。

地域防災計画

法令等に係る用語「災害対策基本法」を参照。

地球温暖化

人間活動の拡大により、二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加して、大気の温度が上昇する

こと。なお、これに伴う諸現象まで含めて使用することもある。

適正な土地利用の調整に関する条例

法令等に係る用語「土地利用調整関連条例」を参照。

天然記念物

文化財保護法および文化財保護条例に基づき、国や自治体で指定した、名勝地や学術上価値の高い動植物。

特定外来生物

法令等に係る用語「特定外来生物による生態系に係る被害防止に関する法律」を参照。

特別緑地保全地区

法令等に係る用語「都市緑地法」を参照。

都市計画マスタープラン

法令等に係る用語「都市計画法」を参照。

都市公園

都市公園法に基づき設置された公園又は緑地。目的によって様々な種別の公園・緑地がある。また、優れた自然環境や歴史的資源を守る目的とした公園・緑地もあり、それらを将来へ引き継いでいくための手法としても有効。

都市公園の種別

資料編P166を参照

ドッグラン

愛犬とその飼い主が、のびのびと遊べる一定の区域を囲った専用の場所。

突発的な集中豪雨

近年の集中豪雨には、①降雨の範囲が大変に局所的である、②降雨時間が短い、③単位時間当たりの降雨量が多いといった特徴がある。このようなごく限られた範囲に集中して一度に降る降雨のことで、都市型のゲリラ降雨とも言う。1時間に100mmを超えるような集中豪雨の件数も最近になって増加している。発生原因ははっきり解明されていないが、ヒートアイランド現象も要因の一つといわれている。(報道では「ゲリラ豪雨」とも言われる)

地区計画等緑化率条例

法令等に係る用語「都市緑地法」を参照。

眺望点

「横須賀市景観条例」に基づき、本市の景観区域内にあるの場所のうち海または緑豊かな丘陵等の景観を眺望できる場所。

【な行】

ナチュラリスト

自然観察や自然保護に関心を持ち、自然のしくみや大切さを広く周知し、考えてもらうために、自然に関する解説や活動をしている人。自然愛好家。

二次林

過去に伐採など的人為が加えられ、その影響を受けている森林、または現在も下草刈など的人為がけ継続的に加えられていることにより成立している森林。

ネットワーク

あるものを構成している要素のつながり、または連結されている状態。

農業振興地域 農業振興地域整備計画 農用地区域

法令等に係る用語「農業振興地域の整備に関する法律」を参照。

【は行】

ヒートアイランド現象

都市活動に伴うエネルギー廃熱やコンクリートなどの地表面の状態などによって、都市内の温度が郊外と比べて高くなる現象。

ビオトープ (biotope)

生物を意味する「ビオ」と場所を意味する「トープ」を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。野生生物が生息できる条件を備えた生態学的に良好な環境空間、または自然の生態系に接することができるように整備された空間。

腐生植物

光合成をしないため、生物の死体や排出物などが分解されてできた養分を吸収して生活する植物。

プレイパーク

従来の公園とは違い、子供たちが想像力で工夫して遊びを作り出すことのできる遊び場。自己責任による「自由な遊び」を実現できる場。

プロムナード

車の通行を認めない遊歩道や散歩道など全般をさす。

風致地区条例

法令等に係る用語「風致地区」を参照。

壁面緑化

ツタ類などで建物の外壁面を覆ったり、ベランダにフラワーポットや花壇などを設置して外部から見える緑化空間を創出する方法。

保安林

法令等に係る用語「森林法」を参照。

ポケットパーク

住宅地、団地や道路際等、わずかな土地を利用して、市街地環境の改善や快適性に貢献する小さな公園的空間。

【ま行】

まちかど里親制度

市民のグループや企業の皆さんが、道路や公園など親代わりになって、美化活動などを行い、市がそれに支援する本市の制度。

水辺

水面に近接した岸の周辺。

三浦半島公園圏構想

神奈川県が推進している構想で、美しい自然に囲まれた三浦半島全体を公園のような地域として捉え、「三浦半島のみどりの持続的な維持・継承」、「三浦半島の活発化、地域住民の快適な生活」を実現していくことを目的とし、平成18年3月策定された。

【や行】

谷戸

丘陵の間の谷状の地形をもつ地域。本計画では、「ため池・河川・田畑・二次林」などから構成されるものには限定せず、「三方を斜面地で囲まれた小流域地形」として捉えている。

ユニバーサルデザイン

都市空間などにおいて、あらゆる年齢や体格、能力を持つ人が利用しやすいようにするためのデザイン。

【ら行】

リニューアル

装いを新たにすること。施設の改修。施設の老朽化、利用者ニーズへの対応、バリアフリー化への対応などを考慮して新たな公園にリニューアルすることにより、愛着のある活気あふれた公園とすることができる。

流域

一定の区域内に降水が流入する範囲。水系と流域は、よく似た概念だが流域が面的な広がりを表すのに対し、水系は水の線的なつながりを表している。なお、谷戸は小さな流域の例。

立体都市公園制度

法令等に係る用語「都市公園法」を参照。

緑化施設整備計画認定制度 緑化重点地区 緑化地域

法令等に係る用語「都市緑地法」を参照。

緑地管理機構

都市緑地法の規定により、緑地整備や管理について一定の能力を有し、県知事から指定を受けた公益法人または特定非営利活動法人のこと。

緑地基金

緑化を推進し、みどりの保全に必要な費用に充当するため設けた本市の基金。

緑被率

樹木や草地など植物で覆われた土地の占める割合。

市の木(オオシマザクラ)



市の花(ハマユウ)

